

令和7年6月定例会

議 案 説 明 資 料
予 算 に 関 す る 説 明 書
(令和7年度6月補正予算等関係)

企 業 局

令和7年6月定例会議案説明資料目次

企 業 局

【予算関係以外】

(議案)

議案番号	件 名	課名等	頁
第4号	職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例(企業局 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)	経営企画課	3

(報告)

報告番号	件 名	課名等	頁
第6号	令和6年度鳥取県営電気事業会計継続費繰越計算書について	経営企画課	6
第7号	令和6年度鳥取県営電気事業会計予算繰越計算書について	〃	7
第8号	令和6年度鳥取県営工業用水道事業会計継続費繰越計算書につ いて	〃	8
第9号	令和6年度鳥取県営工業用水道事業会計予算繰越計算書につい て	〃	9
第10号	令和6年度鳥取県営埋立事業会計予算繰越計算書について	〃	11

条 例 名 等	職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例 （企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）
提 出 理 由 及 び 概 要	1 条例の改正理由 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等に伴い、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、部分休業及び子育て部分休暇制度を拡充する措置を講ずる。 2 条例の概要 （1）給与の減額等について定めた規定中部分休業について定めた部分等について、所要の規定の整備を行う。 （2）施行期日は、令和 7 年 1 0 月 1 日とする。

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

(企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年鳥取県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(給与の減額等) 第17条 略 2 職員が次に掲げる休業又は休暇の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。	(給与の減額等) 第17条 略 2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないことが相当であると認められる場合における休業として企業管理規程で定めるものをいう。）又は介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として企業管理規程で定めるものをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
(1) <u>育児部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないことが相当であると認められる場合における休業として企業管理規程で定めるものをいう。）</u>	
(2) <u>修学部分休業（当該職員が大学その他の教育施設における修学のため1週間の勤務時間の一部について勤務しないことが相当であると認められる場合における休業として企業管理規程で定めるものをいう。）</u>	
(3) <u>高齢者部分休業（55歳に達した当該職員が1週間の勤務時間の一部について勤務しないことが相当であると認められる場合における休業として企業管理規程で定めるものをいう。）</u>	
(4) <u>子育て部分休暇（当該職員が中学校修了前の子その他の子を養育するため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として企業管理規程で定めるものをいう。）</u>	
(5) <u>介護休暇等（当該職員が配偶者、父母、子等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務し</u>	

<u>ないことが相当であると認められる場合における休暇として企業管理規程で定めるものをいう。)</u> 3 略	3 略
--	-----

附 則

この条例は、令和 7 年10月 1 日から施行する。

令和 6 年度鳥取県営電気事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の額 総	令和6年度継続費予算現額			支払義務額 発生額	残額	翌年度繰越額	翌年度繰越額に係る財源内訳			翌年度繰越額に 係る要する資産の 購入限度額
				予算計上額	前年度繰越額	計				企業債	建設 助成金	その他	
1 電気事業費	1 営業費	発電施設被害復旧費	円 512,000,000	円 250,250,000	円 93,610,000	円 343,860,000	円 102,704,800	円 241,155,200	円 241,155,200	円	円	円 241,155,200	円
1 資本的支出	1 建設改良費	発電施設被害復旧費	597,800,000	143,000,000	228,800,000	371,800,000		371,800,000	371,800,000	371,800,000			
		新幡郷発電所 固定子更新	658,000,000	223,000,000		223,000,000		223,000,000	223,000,000	223,000,000			
計			1,767,800,000	616,250,000	322,410,000	938,660,000	102,704,800	835,955,200	835,955,200	594,800,000		241,155,200	

令和 6 年度鳥取県営電気事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第 2 項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支 払 義 務 繰 越 額	翌 年 度 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳			不用額	翌年度繰越額を に係る繰越額 に要するたな 資産の購入 限度額	説明
						企 業 債	建設助成金	そ の 他			
1 電気事業費	1 営業費用	茗荷谷ダム浚渫工事	円 53,680,000	円 21,470,000	円 32,210,000	円	円	円 32,210,000	円	円	11月から12月までの降雨によりダム貯水池の水位が下がらなかったことから、作業着手が遅れ、年度内の作業完了が困難となったため。
		佐治発電所ワサビ谷川取水場災害復旧工事 （仮設道設置）	10,010,000	4,000,000	6,010,000			6,010,000			仮設道の整備に流用するための、他工事の建設発生土の受入れが次年度となり、年度内の作業完了が困難となったため。
		計	63,690,000	25,470,000	38,220,000			38,220,000			

$$\begin{array}{c} | \\ \infty \\ | \end{array}$$

款	項	事業名	継続費の額 総	令和6年度継続費予算現額			支払義務額 発生	残 額	翌年度繰越額	翌年度繰越額に係る財源内訳			翌年度繰越額を 繰越るための 必要資産の 購入限度額
				予算計上額	前年度繰 越繰越額	計				企業債	建設 助成金	その他	
1 資本的支出	1 建設費	米子市道新設に伴う日野川工業用水道支障移転事業	円 230,000,000	円 171,000,000	円 円	円 171,000,000	円 136,471,132	円 34,528,868	円 34,528,868	円 円	円 円	円 34,528,868	円 円

令和6年度鳥取県営工業用水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要する資産の購入額	説明
						企業債	建設助成金	その他			
1 資本的支出	1 建設改良費	日野川工業用水道9号配水支管配水管布設工事（1工区）	円 85,000,000	円 29,610,000	円 55,390,000	円 55,300,000	円	円 90,000	円	円	既設本管接続部の試掘の結果、想定より深い位置に既設本管が埋設されており、分岐弁の形状変更・製作に不測の日数を要したため。
		日野川工業用水道9号配水支管配水管布設工事（3工区）	18,000,000	5,230,000	12,770,000	12,700,000		70,000			掘削作業の際、地下水位が高く、湧水への対応に不測の日数を要したため。
		日野川工業用水道薬注設備修繕業務委託	5,390,000		5,390,000	5,300,000		90,000			流量計の納期に時間を要し、年度内の業務完了が困難となったため。
		計	108,390,000	34,840,000	73,550,000	73,300,000		250,000			

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る要する資産の限度	繰越額を御入額購入額	説明
						企業債	建設助成金	その他				
1 工業用水道事業費	1 営業費用	日野川工業用水道「管路更新基本計画作成業務委託」	円 9,128,900	円	円 9,128,900	円	円	円 9,128,900	円	円		弓ヶ浜区間において、米子市上下水道局が実施している上水道管路の更新との調整の結果、本業務の整理・再検討に不測の日数を要したため。
		日野川工業用水道4号配水本管水管橋塗装工事	14,862,100		14,862,100			14,862,100				事前調査の結果、剥離する塗膜が想定より厚く、塗膜剥離に不測の日数を要したため。
		日野川工業用水道3号配水本管漏水応急対策工事	8,910,000		8,910,000			8,910,000				試掘調査の結果、漏水した管に近接して光ケーブル配管が埋設されており、当初予定していた工法が使用できなくなり、工法検討に不測の日数を要したため。
		計	32,901,000		32,901,000			32,901,000				

令和 6 年度鳥取県営埋立事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第 2 項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事 業 名	予算計上額	支払義務 発 生 額	翌 年 度 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳			不用額	翌年度繰越額を に係る繰越額を 要する資産の購入 に要する限度額	説 明
						企 業 債	建設助成金	そ の 他			
1 埋 立 事 業 費	1 営 業 費 用	境港竹内工業団地分譲 用地分筆登記業務委託	円 757,824	円	円 757,824	円	円	円 757,824	円	円	受注者と分筆地関係者との日程調整に時間を要し、年度内の業務完了が困難となったため。